

障害者福祉サービスを ご利用ください

原則65歳未満で障害のある方に対して、ホームヘルパーの派遣や障害者支援施設の利便などのサービスを提供します。

サービスを利用するには、事前に障害程度区分の認定が必要となりますのでご相談ください。

■対象者

○身体障害者(児)

○知的障害者(児)

○精神障害者(児)

■サービスの種類

居宅介護(ホームヘルパーの派遣)、生活介護、障害者福祉施設の利用、施設への短期入所、児童デイサービスの利用など

■障害程度区分

介護の必要性を示すものであり、各種障害手帳の等級ではありません。

■問合せ

○市庁舎別館社会福祉課
障害者福祉係

TEL 0897-52-1214

○各総合支所市民福祉課
福祉係(東予)

市民福祉係(丹原・小松)

重度の身体・知的障害者に 青い鳥郵便葉書無償配布

郵便事業(株)では、重度の身体障害者や知的障害者の福祉に対する国民の理解を深めることを目的として、通常郵便はがきを無償配布します。

■対象者

身体障害者手帳1・2級または療育手帳Aの方

■配布枚数

一人につき20枚

■受付期間

5月31日(火)まで

■申込方法

身体障害者手帳または療育手帳を持って、最寄りの郵便局でお申し込みください。

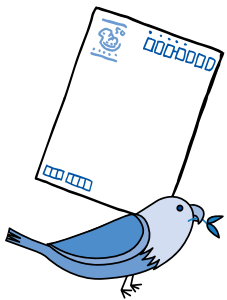
■問合せ

○各郵便局
○市庁舎別館社会福祉課
障害者福祉係

TEL 0897-52-1214

○各総合支所市民福祉課
福祉係(東予)

市民福祉係(丹原・小松)



—日本年金機構からのお知らせ—

4月から障害年金加算改善法が施行されました

障害年金の加算の範囲が拡大されました

障害年金を受け取り出した後に、婚姻や出生などによって生計を同じくする配偶者や子ができた場合にも、平成23年4月以降は、届け出によって加算が支給されるようになりました。

※この場合の「子」とは、18歳未満の子または1・2級の障害の状態にある20歳未満の子をいいます。

これまで

障害年金の受給開始時点で生計を同じくする配偶者や子に限り加算が支給されていました。



平成23年4月から

障害年金の受給開始後に、婚姻や出生などによって生計を同じくするようになった配偶者や子にも届け出によって加算が支給されます。

- 問合せ 新居浜年金事務所お客様相談室 TEL0897-35-1445
市庁舎本館市民生活課 年金係 TEL0897-52-1383
各総合支所市民福祉課 市民保険係(東予)、市民福祉係(丹原・小松)

障害基礎年金の子加算の運用見直しに伴い児童扶養手当の対象が拡大されます

児童扶養手当は、児童が障害基礎年金の子の加算の対象となっていた場合は支給されませんでした。平成23年4月以降は、児童扶養手当額と障害基礎年金の子の加算額を児童ごとに比較して、有利な方を受けられるようになります。有利な方を受けするためには手続きが必要となりますので、下記の担当課までご相談ください。

- ※1 平成23年4月分からの児童扶養手当を受給するためには、平成23年9月15日までの申請が必要です。それ以降は、申請月の翌月分からの受給開始になります。
※2 母子世帯や父子世帯の方は、上記の児童扶養手当と障害基礎年金の子の加算での受給変更はできません。

- 問合せ 市庁舎別館女性児童福祉課 子育て支援係 TEL0897-52-1337
各総合支所市民福祉課 福祉係(東予)、市民福祉係(丹原・小松)